

三種町教育大綱（案）

（平成27年度～平成28年度）

<基本理念>

豊かな自然と大地の恵み、心ふれあう協働のまち

【教育文化】 創造性豊かな文化ときらめく人を育むまち

<基本方針>

1 芸術文化活動の振興

芸術文化活動は、ゆとり生きがいなど、心の豊かさを求められる社会人にとって欠せないものとなっております。

豊かな郷土文化を創造するため、歴史的な遺産・文化財の保護と活用に努め、町民自ら芸術文化活動に親しみ、実践できる機会の拡充を推進します。

2 生涯学習の推進

それぞれの世代に応じた生きがいや自己実現を図るため、生涯学習推進体制および環境整備を図るとともに、生涯各期を通じた学習活動の充実とまちづくりにつながる地域への関心を高め生涯学習ボランティアの養成に努めます。

3 生涯スポーツの推進

健康で心豊かな人づくりのため、だれもが、気軽に、生涯を通じて親しめるようにスポーツ・レクリエーション活動の推進や情報提供を行います。

また、スポーツ関係団体の活動支援及び情報提供や施設の環境整備を図ります。

4 就学前教育の充実

子育ての原点である家庭の教育力を向上させるため、情報提供や相談体制の整備、家庭や地域、関係団体との連携を図ります。

5 学校教育の充実

学習指導要領や、学校経営方針に基づきながら、ふるさとを愛する心・生きる力（自分で課題をみつけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観などの豊かな人間性、健康な体力）を身につけ基礎・基本を大切にする教育の推進に努めます。

6 青少年の健全育成

家庭・学校・地域が連携して、青少年の健全育成活動を展開し、心身とともにたくましい青少年の育成をめざします。

7 外国語教育の推進

外国語教育の推進や海外派遣の充実を通し、国際性豊かな人材を育成するとともに、生涯学習や学校教育の場で、互いに地域の特性を生かした積極的な交流を進めます。

●教育大綱は、国の法改正に伴い「できるだけ早期に首長が総合教育会議において、教育委員会と十分に協議、調整したうえで策定すること」となっている。その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めることとされています。

●三種町教育大綱は、基本理念と基本方針の二段階とし、基本方針は三種町総合計画 後期基本計画において三種町目指すべき教育の姿を明らかにし、推進していく方向性とその具体的な内容を記載しています。

●三種町総合計画 後期基本計画は本町の5年間の将来像を明記した、「豊かな自然と大地の恵み、心ふれあう協働のまち」を実現するために健康、福祉や産業などの6つある施策の1つである教育文化に関する施策 「創造性豊かな文化ときらめく人を育むまちづくりを基本として作成しました。

町民が心身とともに豊かに歴史・文化を継承しつつ、スポーツを通じた交流や健康づくりなど魅力ある生涯学習の推進や次世代を担う子どもたちが未来をたくましく生きるために、学校家庭地域が連携して確かな学力や豊かな心、健康な体を備え、生きる力や、ふるさとを愛する心を育みますと明記されています。

これらの事から、町長が定めます教育に関する大綱はこの総合計画、教育施策がそのまま大綱に当たるのではないかと思います。

教育大綱の対象期間は後期基本計画が平成28年度までとなっているため来年度見直しの計画に合わせ今回は、平成27年度から平成28年度までとしたらどうか。